

◇ 奈良県水泳連盟表彰規定 ◇

[目的]

第1条 本水泳連盟は、毎年その年内における優秀選手又はチームの功績をたたえるとともに、本県における水泳競技の健全なる育成と発展向上をはかり、これを表彰する。

[資格]

第2条 受賞者は、その記録を樹立した年に本水泳連盟に登録した個人、団体であること。

[表彰]

第3条 下記基準のいずれかを満たした選手又はチームについて、理事会で審査し表彰を決定する。

なお、表彰式は「奈良県選手権水泳競技大会」及び「奈良県短水路選手権水泳競技大会」とし、各表彰選考の基準については下記の通りとする。

(1) 奈良県選手権水泳競技大会

イ、優秀選手賞

全国大会（1月1日～7月31日）において、入賞（8位以内）した選手又はチーム。

ロ、特別賞

競泳競技においては、各日本記録を樹立した選手又はチーム。飛込競技、水球競技、OWS 競技、AS 競技においては、これに準ずると認められる結果を出した選手又はチーム。

(2) 奈良県短水路選手権水泳競技大会

イ、会長賞

その年内（1月1日～12月31日）の全ての公式競技会において、もっとも活躍した優秀選手の中から選考し、選手又はチームを表彰する。

ロ、優秀選手賞

全国大会（8月1日～12月31日）において、入賞（8位以内）した選手又はチーム。

ハ、特別賞

競泳競技においては、各日本記録を樹立した選手又はチーム。飛込競技、水球競技、OWS 競技、AS 競技においては、これに準ずると認められる結果を出した選手又はチーム。

[その他]

第4条 この規定に定めのない事項については理事会にて決定する。

[附 則]

- 1、本規定は、2003年（平成15年）4月 1日より実施施行する。
- 1、本規定は、2010年（平成22年）5月 2日より改訂実施する。
- 1、本規定は、2019年（平成31年）4月21日より改訂実施する。